

休暇を取得
された方へ



コウノトリ休暇 奨励金のご案内

※令和5年4月1日からの休暇分から対象です

那須町では、不妊治療を受けながら安心して働き続けられるお手伝いとして、コウノトリ
休暇奨励金を交付します。



1 対象となる方

次の①～④のすべてに該当する方です。

- ①法律上の婚姻をしており、医師による不妊治療を受けている方
- ②申請をする日の1年以上前から那須町に住所を有する方
- ③2か月を超えて雇用され、週30時間以上就労しており厚生年金保険に加入している方
- ④町税等を滞納していない方

※対象とならない場合もありますので、詳細はホームページでご確認ください。



2 対象となる日

国内医療機関での不妊検査、一般不妊治療及び生殖補助医療を受けるため休暇を取得した日

※ 那須町に転入する前に行われた日は該当いたしません。



3 支給額

1日あたり1万円（上限15万円）です。



4 申請書類

- ①申請書（様式第1号）
- ②戸籍謄本（3か月内に発行されたもの）
- ③受診した日付、病院名及び診察の内容がわかる書類の写し（診療明細書等）
- ④就労していることがわかる書類の写し（加入している健康保険証等）

職場に知られたくない
方は、事業主からの申
請申し出はしなくても
大丈夫です。



5 申請・問合せ先

那須町こども未来課母子健子係 TEL：71-1137

〒329-3215 那須町大字寺子乙2566-1

（ゆめプラザ・那須内）

詳細

